

議案第41号

都市公園を設置すべき区域の決定について

都市公園を設置すべき区域を次のとおり決定する。

- 1 都市公園を設置すべき区域 神奈川県高座郡寒川町一之宮五丁目地内
- 2 都市公園を設置すべき区域の面積 約2.5ha

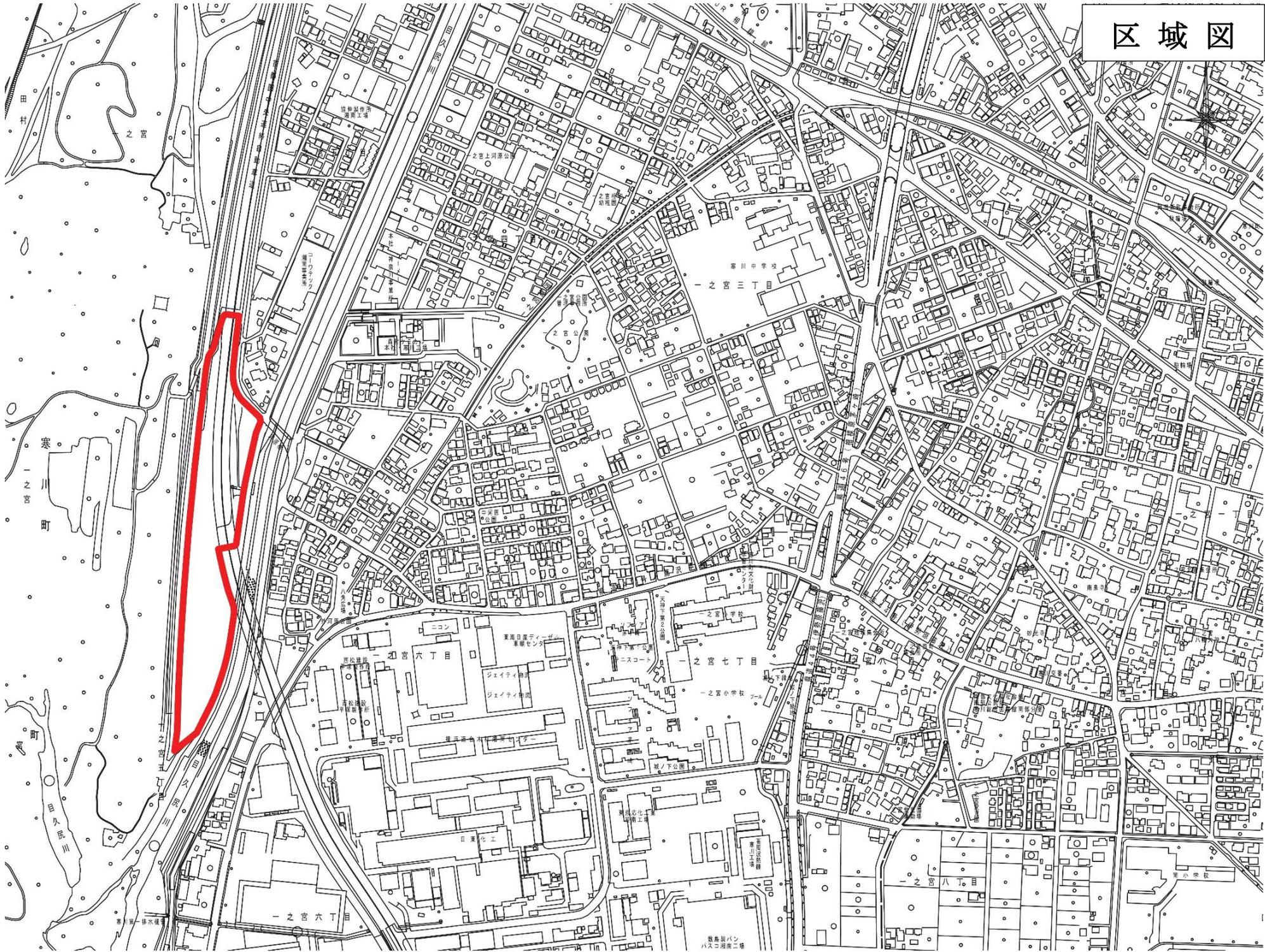
令和7年6月3日提出

寒川町長 木村俊雄

提案理由

都市公園を設置すべき区域を決定したいので、都市公園法第33条第5項の規定により提案する。

# 区域図



区域図

